

北海道大学
総長 佐伯 浩 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長代行 東山 寛

看護師の長時間勤務・2交替勤務導入に関する団体交渉申入れ書

北大病院の看護師の勤務は、現在8時間労働を基本とする3交替制で行われている。

最近、北大病院看護部 総務委員会作成の「多様な勤務形態導入に向けて」という資料(2008年6月26日付)が看護師個々に配布され、職場討議に付されている。内容は、主として12時間・16時間の長時間勤務・2交替勤務導入に向けたもので、「9月11日迄に職場の意見提出、検討した内容を看護師長会で共有、可能な部署から試行開始(10月以降)、施行後の評価は、師長会で共有(平成21年1月予定)」となっている。

看護師の2交替勤務については、1995年に「実証的研究」と称して、全国的に16時間(拘束17時間30分)勤務が実施され、北大では1995年(年末)から1996年(年始)にかけて6科で実施された。

年末・年始という患者数の少ない特殊な条件下であったにも係らず「意識が朦朧となり、ミスを起こすのではないかと非常に緊張した」「事故を起こしたくない」「実際には職場を離れて休憩もできず、仮眠も取れなかった」「長時間拘束で、非常に疲れた、もう嫌だ」「ナース・コールが頻回で、とにかく疲れた」「夜勤明けも翌日も寝て過ごした」などの意見が多く聞かれ、1996年4月26日に北大病院は組合との交渉(院長の委任を受けた事務折衝)で「16勤は基本的には実施しない」と回答して本格的導入を断念した。

他方、2006年7月13日に、北海道大学と北大教職員組合が「北海道大学不当労働行為事件」(寒冷地手当問題)で合意した「確認書」では、「今後とも、給与その他の労働条件変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること」となっている。今回提起されている「長時間勤務・2交替制」導入は労働条件の重大な変更であり、労使合意もないまま一方的に推し進めることは、労働基準法と上記「確認書」に照らして許されることではない。

医療事故が取りざたされている昨今、最優先すべきことは「より安全な医療の提供である」と考える。長時間勤務で疲れきった状態では、医療の安全、及び看護師の健康は保障できない。より安全な医療の提供を行い、看護師の健康を守るためにも、長時間勤務は導入すべきではないと考える。

長時間勤務・2交替勤務導入に関して、速やかに団体交渉に応じられたい。

要求項目

1. 看護師の勤務形態は、看護師が健康で患者のいのちと安全を守り、医療事故のないゆきとどいた看護を行うために、8時間労働制を基本とすること。
2. 労働条件の変更に際しては、事前に組合に關係資料を提示して十分な労使協議を行うこと。
3. 看護師の長時間勤務・2交替勤務については、例え試行であっても、労使合意が必要な労働条件の重大な変更であるので、一方的には行わないこと。

以上